

教保体第999-2号
令和2年12月10日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校における感染防止対策の更なる徹底について（通知）

標記については、令和2年12月2日付け事務連絡「学校における感染防止対策について」において、これまで以上に学校における感染防止に取り組まれるよう情報提供したところです。

先般、県内の公立学校において、同一校から30人を超える感染者が発生する事例が確認されました。これまでも本県においては、校内で複数の感染者が発生する事例が確認されており、その多くは、食事やマスクを外しての部活動などによる感染が疑われています。

また、冬季休業期間には、児童生徒が外出する機会も増えることが見込まれます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、年末年始に向けて、医療現場の負担を少しでも減らし、医療体制の逼迫を招かぬ取組が強く求められています。

については、下記事項の更なる徹底を図り、学校における感染防止対策に引き続き取り組まれるようお願いするとともに、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 学校生活における行動のポイント

(1) ウイルスを学校に持ち込まないために（感染源を絶つ）

- ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。
- イ 発熱等の風邪症状がみられる場合は、出席停止とすること。
- ウ 家庭内に体調不良者がいる場合は、出席停止とすること。

(2) ウイルスを学校で蔓延させないために（感染経路を絶つ）

- ア マスクの着用及び手洗いを改めて徹底させること。

※ 特に合唱活動中のマスクの着用徹底

- イ 常時換気を徹底すること。なお、常時換気が難しい場合には、少なくとも30分に1回以上（数分間程度）窓を全開にすること。
- ウ 登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合は、ただちに帰宅させること。

2 家庭内における児童生徒の行動のポイント

年末年始期間における感染症拡大を防ぐためには、家庭内における感染防止対策も極めて重要であることから、次に掲げる事項について、特に留意するよう児童生徒の発達段階に応じて指導すること。

(1) 日常生活

- ア 十分な睡眠とバランスの良い食事をとり、免疫力を保つこと。
- イ 帰宅時及び食事前など、石鹸と流水によるこまめな手洗いを徹底すること。
- ウ 室温低下による健康被害が生じないように、暖かい服装を心掛け、常時換気と適度な加湿に努めること。

(2) 外出・買い物

- ア 外出前における検温などの健康観察を徹底すること。なお、発熱等の風邪症状がみられる場合は、外出しないこと。
- イ 公共交通機関を利用する時は、マスクを着用し、会話を控えること。
- ウ 接触確認アプリ（COCOA）及び埼玉県 LINE お知らせシステムを積極的に利用すること。

(3) 外食・会食

- ア 彩の国安心宣言をしているなど、感染対策が適切に行われているお店の利用を心掛けること。
- イ 食事中の会話は控えること。
- ウ 少人数・短時間での実施とすること。

(4) 年末年始の過ごし方

- ア 家族以外との不要不急の外出等は、当面の間、可能な限り控えること。
- イ 感染症対策が十分にとられていない施設・イベントの利用は避けること。
- ウ 帰省及び家族旅行等の際は、混雑する場所や時期を避けること。

3 その他

令和2年12月8日付けで文部科学省初等中等教育局長及び文化庁次長から、別添写し（2文科初第1327号）のとおり通知がありました。学校の授業や部活等において合唱等を行う場合の感染防止対策について、引き続き、適切に対応くださるようお願いいたします。

担当 県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当
電話 048-830-6963